

申請が必要です

HP 2489

固定資産税(家屋)の減額制度

新築住宅の減額

対 専用住宅(床面積40㎡～240㎡)。なお令和8年3月までに新築された住宅は50㎡～280㎡が対象)、店舗等併用住宅(居住部分の割合が2分の1以上)、賃貸マンション等(専有部分と共用部分で判定)

減税範囲 居住用の床面積として120㎡を上限に、固定資産税の2分の1

減税期間 一般住宅3年 長期優良住宅5年

住宅改修工事等による固定資産税の減額

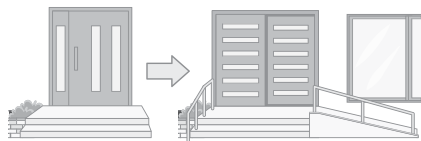
新築住宅以外に次の減額制度があり、減額を受けるには改修完了日から3か月以内の申請が必要です。

バリアフリー改修による減額

対 新築から10年以上を経過し、改修工事を行った家屋(賃貸を除く)

- 要件
- 次のいずれかの方が居住していること
 - ① 65歳以上の方
 - ② 要介護または要支援の認定を受けている方
 - ③ 障がいをお持ちの方(手帳等の交付を受けている方)
 - 補助金等を除いた自己負担額が税込50万円を超え、次の改修工事を行ったもの

通路等の拡幅、階段のこう配の緩和、浴室・トイレの改良、引き戸への取替、手すりの取り付け、床の滑り止め、段差の解消など



耐震改修による減額

対 昭和57年1月1日以前から現存している住宅(賃貸を除く)で、現行の耐震基準に適合する工事を行った家屋

- 要件
- 耐震改修費用が税込50万円を超えていること
 - 増改築等工事証明書等を提出すること

省エネ改修工事による減額

対 平成26年4月1日以前から現存している住宅(賃貸を除く)で、改修工事を行った家屋

- 要件
- 断熱改修部位が現行の省エネ基準相当に新たに適合すること
 - 補助金等を除いた改修工事費用が税込60万円を超えていること
 - 窓の改修工事とともに次の①～③のうちいずれかの工事を行い、増改築等工事証明書等を提出すること
 - ① 床、天井、壁の断熱改修工事
 - ② 太陽光発電設置工事
 - ③ 高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置工事

問 税務課 課税G(窓口2番) 77-6535

住宅に関する補助金のお知らせ

HP 1167/1166

住宅リフォーム促進補助金

申請受付 随時受付中

補助金額が予算額(3,460万円)に達した時点で申請受け付けを終了します。

予算残額 1,335万3千円(7月17日現在)

町HPで予算残額を随時更新していますのでご確認ください。

本補助金は高効率エアコン設置・取替も補助の対象となります。

※省エネ効果の高い機器が対象となりますので詳細は施工業者へご相談ください。



住宅耐震改修等補助金

申請受付 9月15日(火)まで

募集件数(耐震診断1件、補強設計1件、耐震改修1件)に達した時点で申請受け付けを終了します。

両補助金は併用して利用することができます。詳細は町HPをご確認ください。



住宅耐震改修等補助金HP



住宅リフォーム促進補助金HP

問 建設課 建築G 77-6553

期限内の納付にご協力ください

HP 14419

滞納整理に努めています～町税の収納対策～

町税は福祉やごみ処理、教育、道路や公園の整備など、私たちが安心して健康的に生活するために重要な財源です。町税の滞納は、期限内に納付した方との公平性を欠くだけでなく、町の財政を圧迫します。このため町では、収入や財産があるにもかかわらず納付相談のない滞納者に対して、滞納処分(差し押え等)を行っています。

滞納処分までの流れ

■ 納税(納入)通知書の発送

納税義務者に対して、納税通知書を発送します。

■ 督促状の送付

納期限を過ぎた方へ督促状を送付します。(納期限後20日以内)

■ 催告書の送付

督促状を送付しても、納付や相談がない方に文書などで催告します。

■ 財産調査

勤務先、金融機関、取引先などへ財産調査を行います。

■ 滞納処分(財産の差し押え)

財産調査で特定した財産を差し押さえます。

令和7年度の差し押え状況

区分	件数	令和7年度 差し押え合計額
預貯金	18件	3,843,757円
給与	11件	
所得税還付金	27件	
その他	9件	
合計	65件	

滞納には延滞金が発生します

税金を納期限までに納めなかった場合は、本税のほかに延滞金が発生します。延滞金の割合は、銀行などの預金金利よりはるかに高い率です。

令和8年の延滞金割合

納期限の翌日から 1か月を経過するまで	年2.8%
納期限の翌日から 1か月を経過した後	年9.1%

くらしやしごとでの困りごと相談を！

病気や失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより納付が困難な場合は、お一人で悩まず、また放置せずに必ずご相談ください。
困りごとの整理や適切な制度のご紹介、手続きの支援、しごと探しなど関係機関と連携し、相談者への支援も行っています。



問 納税課 納税G(窓口2番) 77-6536

しゃきっとプラザで実施しています

HP 21046/21047

初めての水中歩行

「プールでの運動なんてやったことない」「水中歩いて何をするの?」そんな皆様を対象に、指導員が直接水中での歩き方などをご案内します。

日 毎週金曜日 14:15～14:45

Q シャきっとプラザ 3階健康遊浴室

対 健康遊浴室をこれから利用する方

料 いずれも施設利用料

(一般) 500円

(障がい者・65歳以上の方) 200円

申 シャきっとプラザ運動指導室へ電話で申し込み(73-5755)

持ち物 水着、帽子(Tシャツ着用可)

初めての運動室

「運動指導室に来たはいけれど、マシンの使い方がわからない」「ウェイトマシンを使ってみたくて、設定のしかたがイマイチわからない」しゃきっとプラザでは、そんな皆様を対象に、指導員が使い方をご案内する「初めての運動室」を実施しています。

日 毎月第2・第4金曜日 19:00～19:45

Q シャきっとプラザ 3階運動指導室

対 運動指導室をこれから利用する方、現在利用している方

料 いずれも施設利用料

(一般) 500円

(障がい者・65歳以上の方) 200円

申 シャきっとプラザ運動指導室へ電話で申し込み(73-5755)

問 保健福祉課 健康推進G 77-6545